

子育てふれあいひろば

10日、25日は育児講座を開催します

お問い合わせ先

曾於市子育て支援センター ☎ 0986-76-6565 (直通)

子育て携帯サイトすまいるキッズ <http://www.smile-kids.jp/sooshi>



日	月	火	水	木	金	土
	1	2 ひろば	3 ひろば	4 親子	5	6
7	8	9 ひろば	10 講座	11 建国記念日	12 親子	13
14	15	16 ひろば	17 ひろば	18 親子	19	20
21	22	23 ひろば	24 ひろば	25 講座	26	27
28	29					

※育児講座を詳しく知りたい方はお問い合わせください。

対象 1歳未満児
講師 田鍋いずみ先生

◆ベビービクス (25日)

申込期限 2月5日(金)

参加費 800円
講師 片平幸美さん

◆フラワーアレンジメント (10日)

母子手帳をご持参ください。

◆身体測定・健康相談 (9日)

※子育て支援センターは、キッズルーム開放・育児相談を実施しています。

キッズルーム開放 午前10時～午後3時(月曜日～金曜日) 育児相談 午前9時～午後4時(月曜日～金曜日)

親子ふれあい遊び 午前10時～11時30分 ●会場：生きいき健康センター

子育てひろば 午前10時～11時30分 ●会場：大隅弥五郎伝説の里

●会場：財部保健福祉センター

育児講座 午前10時～11時30分 ●会場 10日：財部保健福祉センター 25日：生きいき健康センター

市販薬での副作用 ～異常を感じたら医師や薬剤師に相談を～

お問い合わせ先

経済課 消費生活センター ☎ 0986-76-8823

【事例】

ドラッグストアで購入した風邪薬を服用した。夜になり、全身にじんましんが出て、目、唇がただれるほど腫れ上がった。(70代・男性)

薬局やドラッグストアなどで購入できる風邪薬などの一般医薬品でも、副作用が起きた事例が報告されています。なかには、死にいたったり後遺症が残るような重篤なケースもあります。

▽医薬品を購入するときは、アレルギーの有無、副作用の経験、持病と併用している薬を薬剤師や登録販売者に伝えましょう。

▽医薬品を飲む前には説明書をよく読み、飲んで異常を感じたら、すぐに薬を飲むのをやめ、医師や薬剤師に相談してください。

▽医薬品医療機器総合機構では、医薬品や副作用被害の救済制度について問い合わせを受け付けています。

【問い合わせ先】

医薬品に関する相談

☎ 03-3506-9457

医薬品副作用被害救済制度

☎ 0120-149-931

問い合わせ先共通事項

受付日：月曜日～金曜日 時間：午前9時～午後5時

※祝日、年末年始を除く。

曾於市消費生活弁護士相談会のお知らせ

3月9日(水)、午前10時～正午に本庁1階会議室で消費生活弁護士相談会を開催します。相談時間は1人30分です。相談は無料ですが、事前の申し込みが必要です。なお、定員になり次第締め切ります。(2月の開催はありません)

国民年金のはなし

お問い合わせ先

市民課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923 財部 ☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121（はじめは音声ガイドが対応します）

年金記録の確認はお済みですか？

年金記録問題・・・決して他人事ではありません

年金記録問題とは

年金手帳ができる前は職場や住所が変わるたびに新しく年金番号が付けられ、その都度、加入制度の手帳が配布され一人で何冊も手帳を持っていた方がいました。発行した手帳の数だけ年金番号と年金記録が存在し、加入している保険者ごとに管理されていたため、一括した年金記録の把握が困難となっていました。

平成9年の年金制度改正で基礎年金番号が導入され、加入している年金制度に関係なく一人一番号制となりました。これに伴い氏名や生年月日による名寄せが行われ、記録統合が行われてきました。

ところが平成19年、国会で基礎年金番号に結びつかない年金記録、いわゆる浮いた年金記録が5千万件を超えることが明るみになり、苦勞して納付したのに正當な年金が受給できない方が多数いることが判明しました。

これが「年金記録問題」と呼ばれるものです。その後、「ねんきん特別便」を送付するなど、国において記録の整理や統合が行われてきましたが、いまだ2千万件を超える未統合の記録があるといわれています。

「年金記録問題」は

他人事ではありません！

特に若い頃、出稼ぎに行かれた方、短期間お勤めされた方、氏名が変わった方などで、今まで自分の年金記録を確認したことのない方は、ぜひ一度で確認ください。



★記録を確認して漏れがあった場合は、記録統合の手続きが必要です。昔のことで思い出すのが大変であったり、記録が統合されるまでには時間もかかりますが、若いころ苦勞して納めた記録を無駄にしないためにも、ぜひ一度確認されることをおすすめします。

記録統合をするために・・・

勤務していた会社名、会社の所在地、一緒に働いていた方のお名前など、どんなことでも思い出せることをお伺いします。

鹿屋年金事務所による年金相談

期 日	時 間	場 所	予 約 先	
2月 9日（火）	午前 10 時～ 午後 3 時	本庁 1 階会議室	本庁 国民年金係	0986-76-8805
3月 9日（水）		大隅支所別館 2 階大会議室	大隅支所 市民係	099-482-5923

※鹿屋年金事務所による移動年金相談が上記の日程で開かれます。相談は無料ですが、予約が必要です。予約のない方の相談はお受けできません。また定員になり次第、締め切ります。

税チャンネル ～納税があなたを支えます！～

お問い合わせ先

税務課・各支所地域振興課 税務係

末吉 ☎ 0986-76-8804 大隅 ☎ 099-482-5922

財部 ☎ 0986-72-0932

軽自動車等の名義変更はお早めに

軽自動車税は毎年4月1日に、その車両を所有する方に課税します。売買等で所有者が変わっている場合、左表の場所で早めの手続きをお願いします。

車種 排気量	手続き場所
原動機付自転車 125cc 以下	曾於市役所税務課 または各支所税務係 末吉 ☎ 0986-76-8804 大隅 ☎ 099-482-5922 財部 ☎ 0986-72-0932
小型特殊自動車	
軽三輪車・軽四輪車 660cc 以下	鹿児島県軽自動車協会 ☎ 099-261-4011
軽二輪車 125cc 超え 250cc 以下	
二輪の小型自動車 250cc を超えるもの	九州陸運局鹿児島運輸支局 ☎ 050-5540-2089

身体障害者等減免について

軽自動車税の身体障害者等減免は、身体障害者本人（身体障害者本人が18歳未満もしくは精神障害者の場合は、生計を一にする者）が所有する車両が対象になります。また、軽自動車税の減免を受けるには毎年申請が必要です。申請期間は、納税通知書が届いてから納期限までとなっています。

詳細は、税務課へおたずねください。

納税の猶予制度について

税金を納付期限までに納付しない場合には、督促状が發送され、それでも納付がない場合は一定の手続きに従って滞納処分（差押え等）をしなければなりません。

しかしながら、税金を納付できないことには、さまざまな理由があります。

災害や風水害、火災等による財産の損失や長期の療養を必要とする病気やケガ、事業の休廃止や損失等の特別な理由により納付が困難となった場合、猶予する期間を定め、その期間において分割して納付する事ができます。

それら特別な理由で納付が困難になったら、早めに税務課へご相談いただき猶予制度をご活用ください。

税金の納め忘れはありませんか

税金の納期は2月が最後です。未納になっている税金について、途中の期だけが未納になっている方が多数いらっしゃいます。

口座振替で納付されている方は通帳の確認を、納付書等で納められている方は領収書の確認をお願いします。

特に、介護保険料や後期高齢者医療保険料については、年齢到達月により（介護保険料は65歳、後期高齢者医療保険料は75歳到達月）年金天引きではなく、一般納付書で納める

年があります。また、口座振替をする場合は、事前にご利用の金融機関に届けなければなりません。

未納となっている理由に、「年金から天引きだと思っていた」「税金は全て口座振替にしていると思っていた」とよく伺います。督促状や催告書等が届いたら放っておかず、ご不明な点があれば市役所税務課へお問い合わせください。

納付困難となるケースのほとんどが、放っておいた結果、滞納額が累積し、さらには新年度分が課税されたため、なかなか追いつかないといったものです。また、催告書が届いても、納付も連絡もない場合、納付意識がないとして差押えが執行されますので、必ず市役所税務課に連絡をお願いします。

2月の納期

- 国民健康保険税 9期
- 介護保険料 9期
- 後期高齢者医療保険料 8期

※口座振替をされている方は、**2月29日に振替えます。残高のご確認をお願いします。**

こんなときは・・・

無料で**相談**できるところがあるんです



仕事のこと

- ◆仕事がない
 - ◆働きたいけど自信がない
 - ◆仕事が長続きしない
 - ◆自分に合う仕事が見つからない
 - ◆コミュニケーションが苦手
 - ◆手に職をつけたい
- など

お金のこと

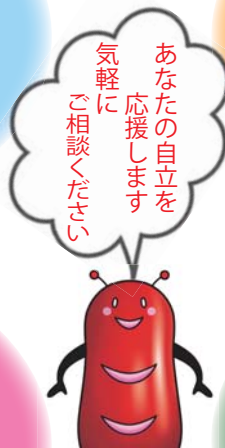
- ◆家賃が払えない
 - ◆公共料金を滞納している
 - ◆借金の返済が大変だ
 - ◆生活費が足りない
 - ◆一時的に生活資金を借りたい
 - ◆病院の支払いが心配
- など

生活のこと

- ◆家族のことで悩んでいる
 - ◆まわりに頼る人がいない
 - ◆成人した子どもが親の年金を頼って生活している
 - ◆社会参加したい。でも、どうすればいいかわからない
 - ◆ひきこもり
- など

その他

- ◆困りごとがあるが、どこへ相談すればいいかわからない
 - ◆どこかでグチをこぼしたい
 - ◆将来、先々のことが不安
- など



あなたに寄り添い 解決方法を一緒に考えます

曽於市生活相談支援センター

財部支所 福祉事務所内

☎ 0986-72-0011

第3子出産祝金について

第3子以降に10万円の祝金を支給します

お問い合わせ先

財部 福祉事務所 ☎ 0986-72-0936
大隅 保健福祉課 ☎ 099-482-5925

末吉 保健課 ☎ 0986-76-8807



大隅支所



本庁



財部支所

受給資格

曾於市では、少子化対策の一環として第3子以降に生まれたお子さんに対して、1人あたり10万円の祝金を支給します。

曾於市の住民で出産後3カ月以上、曾於市に生活の根拠を置いている方

申請書

本庁・各支所に申請書がありますので、必要事項をご記入のうえ、提出してください。なお、申請してから支給までは約3カ月間かかります。
※写真は、12月17日に本庁・各支所で行われた支給式の様子です。

広告

第2弾 J A ぞお鹿児島住宅ローンキャンペーン

お取り扱い期間 平成27年10月1日(木)～平成28年3月31日(木)まで!

固定変動金利選択型 当初10年固定金利

最軽減後金利

適用金利

年1.15%

(保証料別途)



年0.90%

(保証料別途)

【金利軽減項目】

●キャンペーン期間中に審査のお申し込みをされ、下記の金利軽減項目①・②どちらも該当した場合に最軽減後金利が適用されます。

《金利軽減項目①》※必須

・J Aカードローンの新規契約または既契約者の方。

《金利軽減項目②》※いずれか一つ

・給与振込(毎月振込5万円以上) ・農畜産物販売代金年間振込額50万円以上 ・J A火災共済新規契約、既契約

※お使いみちが、住宅新築、土地付新築住宅購入、土地付中古住宅購入、他金融機関からのお借換の方が対象となります。

【注意事項】●お申し込みの際は、当J A所定の審査をさせて頂き、審査結果によりご融資をお断りさせていただく場合がございますのでご了承ください。



【お問い合わせ先】 J A ぞお鹿児島 (本 所) TEL 099-482-6807 (大隅支所) TEL 099-482-6813

(財部支所) TEL 0986-72-3114 (末吉支所) TEL 0986-76-7703

マイナンバー（個人番号）の利用がはじまりました

◆主に次のような手続きで個人番号の提示が必要になります。

暮らし

手続き		問い合わせ
戸籍票	- 転入、転居、転出などの異動 - 戸籍届出の氏名などの変更 ※記載事項の変更が必要となります。 通知カードまたは個人番号カードをご持参ください。	市民課 市民係 0986 76-8805
住居・市営・市有住宅	- 市営、市有住宅への入居申請 - 市営、市有住宅入居者の手続き - 同居承認申請、入居承継申請、家賃（敷金）の減免申請等（※） ※病気、災害などの場合 - 市営住宅入居者による収入申告	建設課 管理係 0986 76-8811

保険・医療

手続き		問い合わせ
国民健康保険	- 加入、脱退 - 修学や施設入所のための市外転出 - 被保険者氏名、被保険者世帯、住所、世帯主の変更 - 療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給申請 - 第三者行為による被害の届出 - 被保険者証、高齢受給者証、被保険者資格証明書の再交付申請 - 限度額適用認定証、限度額適用、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受給証の交付、再交付申請 - 基準収入額適用申請	保健課 国民健康保険係 0986 76-8806
後期高齢者医療	- 加入（75歳到達の人を除く）、撤回 - 被保険者証の再交付申請 - 特定疾病療養受給証、限度額適用、標準負担額減額認定証の交付、再交付申請 - 高額療養費や補装具等の療養費の支給申請	

税金 ※注：平成28年分以降の所得に係る申告書から適用

手続き		問い合わせ
市・民・固定資産税等	- 市県民税申告書の提出 - 給与支払報告書の提出 - 公的年金等支払報告書の提出 - 軽自動車税減免申請書の提出 - 相続人代表者指定届の提出 - 償却資産申告書の提出 - 固定資産税減免申請書の提出 ※注	税務課 市民税係 固定資産税係 0986 76-8804

介護・福祉

手続き		問い合わせ
介護保険	- 介護認定、更新、区分変更の申請 - 被保険者証等の再交付の申請 - 負担割合証の再交付の申請 - 負担限度額認定の申請 - 負担限度額認定証の再交付申請 - 高額介護サービス費の支給申請 - 特定福祉用具購入費の支給申請 - 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成の申請 - 住宅改修費の支給申請	保健課 介護保険係 0986 76-8806
福祉	- 身体障害者手帳の申請 - 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の申請、現況届 - 障害者総合支援法に基づく補装具費に関する申請 - 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に関する申請 - 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの申請 - 精神障害者保健福祉手帳に関する申請 - 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）に関する申請 - 障害児通所支援（就学前・就学後児童）の給付申請 - 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求	福祉課 社会福祉係 0986 72-0936
	生活保護の申請	福祉課 生活福祉係 0986 72-0943

子育て

手続き		問い合わせ
給付・届出	- 児童手当の新規認定請求、現況届 - 児童扶養手当の新規認定請求、現況届 - 特別児童扶養手当の新規申請、現況届 - 幼稚園・認定こども園・保育所への入所申込み - 子ども医療費支給申請 - ひとり親家庭医療費支給申請	福祉課 児童福祉係 0986 72-0936
	- 未熟児養育医療の給付申請 - 特定不妊治療費助成事業申請	保健課 健康推進係 0986 76-8806

■これらの手続き以外にも個人番号が必要になる場合があります。

個人番号が必要な手続きでは、「**個人番号の確認**」と「**本人確認**」を行います。

個人番号の確認



通知カードまたは
個人番号付きの住民票

本人確認



運転免許証または
パスポートなど

※通知カードをお持ちでない場合、個人番号付きの住民票を取得していただくこともあります。通知カードは免許証等と一緒にご持参ください。

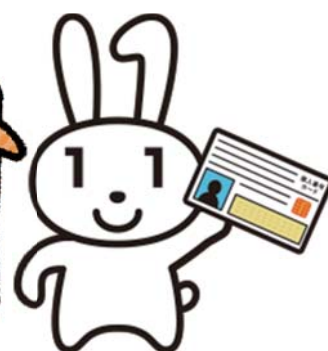
※顔写真がないものは2種類以上の本人を確認できるものが必要です。例) 国民健康保険被保険者証と年金手帳
ただし、税に関する事務の場合はどちらか1つで構いません。

個人番号カードがあれば、これ1枚で「個人番号の確認」と「本人確認」ができます。



※個人番号カードを取得するには申請が必要です。申請方法については、通知カード送付時に同封されていたパンフレットをご確認ください。

手続きによって個人番号の記入・提示が必要になる時期は違います。詳しくは、各担当課にお問い合わせください。



プールで運動始めよう！！

曾於市民プールだより



平均寿命「83歳」－健康寿命「76歳」＝7年
この7年間でどうすれば、介護なしで過ごせるか？

お問い合わせ先

曾於市民プール
☎ 0986-76-4340

最近では、「健康寿命」というワードを耳にする機会が増えてきました。これは、健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のことです。日本人の平均健康寿命は、2009年時点では男女で「76歳」とされており、平均寿命「83歳」との間におよそ7年の開きがあります。では、どのようにしたら、日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができるのでしょうか。体が弱るのは、年を取ったからではなく、自分の体を使っていない期間が長いからです。①筋肉を使わないから、その部分の筋力が衰えます。②関節を動かさないと錆ついてその関節の可動範囲が狭くなります。③動くのをやめると心肺能力が衰え、ちょっとした動作でも疲れ、動悸がします。④頭を使わないと、ボケ始めます。思い当たることはありませんか？まずは、「自分には無理だ」「できない」「歳だから」とあきらめないで、できることから少しずつ始め、日常生活中的でできることを意識して健康寿命を延ばしましょう。

「第3回マルシェドメセナ」開催(予定)
期日…平成28年3月6日(日)
時間…午前10時～午後2時
場所…曾於市民プール
ハンドメイドや雑貨など出店します。
ぜひ、遊びにお越しください。